



連合長崎発第169号  
2016年9月2日

長崎県知事  
中村法道様

連合・長崎県連合会  
会長 森 光



## 2016年度政策・制度に関する要求書

貴台におかれましては、日頃より長崎県政の発展と県民生活向上のためご尽力いただいておりますことに、心から敬意を表します。

また、連合長崎の諸活動に対し、格段のご理解とご協力を賜り改めて感謝申し上げます。

連合長崎は県内唯一のローカルセンターとして、勤労者をはじめ長崎県民の生活改善を願い、あわせて地域経済・産業の活性化、社会保障の充実、雇用の安定確保、環境問題など政策・制度の前進に向け、別記のとおり18分野51項目にわたる「2016年度政策・制度に関する要求書」を取りまとめました。

これまでの「連合長崎政策・制度要求」に対する長崎県の真摯な対応に感謝申し上げますとともに、今回の要求につきましてもご検討いただき、9月下旬を目途に文書による回答をいただきますようお願いいたします。



# 「2016 年度政策・制度に関する要求書」

2016 年 9 月 2 日

連 合 長 崎



## 1. **総合政策・産業政策（公契約条例）**

- ① 住民が安心して暮らすことができる公共サービスの質の確保と、長崎県が行う契約のもとで働く労働者の公正な労働条件確保のため、「公契約条例」の制定へ向けて取り組むこと。

公共サービスは県民生活にとって必要不可欠なものである。県は県民に対して質の高い公共サービスを提供するとともに、それに従事する労働者に対して公正な労働条件を確保することが求められる。県民の生活を豊かにするのは県の責務であり、その施策を実施しなければいけないと考える。

公契約条例の制定に向けては、昨年度の再要求に対する回答において、県内市町へ与える影響や、公契約の適用を受ける労働者と受けない労働者の格差などについて懸念が示されたところであるが、県内市町で賃金格差があるのであれば、条例によりそれを是正し、また労働者の賃金格差については、条例により底上げすることが必要であると考え。また、総合評価制度だけではダンピング防止には不十分との指摘もある。制定した自治体においては、条例の施行により「地域経済・社会の活性化につながった」「今後つながると考える」との声が72%という結果もある。公労使の委員から構成される審議会・検討委員会を設置し、制定自治体の状況を検証するなど、制定に向けて取り組みを進めるよう強く求める。

## 2. **雇用・労働政策**

- ① 誰もが公正かつ良好な労働条件のもとで安心して働き続けられるために、育児・介護などのライフステージに応じた働き方ができるよう、以下の施策を推進すること。
- (1) 男女がともに仕事と子育て・介護が両立できる環境促進のため、育児・介護休業制度や、多様な働き方を可能とする休暇制度を盛り込んだ就業規則の改正を企業に働きかけるとともに、育児・介護休業法の更なる周知・浸透を図ること。
- (2) 男性の育児休業取得率向上の促進に向け、助成制度などの具体的施策を行うこと。

「平成 27 年度長崎県労働条件等実態調査（以下、「同調査」とする）」によると、就業規則に育児休業を規定している事業所は 66.6%（平成 26 年度：67.1%）、介護休業を規定している事業所は 59.6%（平成 26 年度：60.3%）にとどまっており、特に 100 人未満の事業所で規定が進んでいない。就業規則に育児・介護休業制度が盛り込まれていない企業は盛り込んでいる企業と比較し、育児・介護休業取得率が極めて低いとの調査結果もある。平成 29（2017）年 1 月 1 日より介護休業を分割取得可能とするなどの改正育児・介護休業法が施行されることも踏まえ、改正法に対応した育児・介護休業規程ならびに、ライフステージに応じた多様な働き方を可能とする休暇制度を就業規則に盛り込む等、仕事と生活の両立に向けた環境促進を企業に働きかけを行うこと。

国が平成 27（2015）年 3 月に閣議決定した「少子化社会対策大綱」では、男性に

対し、今後5年間で現行2%の育児休業取得率を13%とする目標を掲げているが、県内の男性の育児休業取得率は同調査では0.9%（平成26年度：1.3%）と極めて低く、取得促進に向けた実効性ある施策が急務である。同調査によれば、取得促進については、「育児休業を取得しても経済的に困らない公的な経済的支援の充実」を求める要望が31.3%（平成26年度：31.1%）と最も高く、県としても過去に実施した「パパの育休取得事業補助金制度」のような具体的な助成制度をあらためて導入し、継続的に実施すること。

② ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、以下の施策を推進すること。

- (1) 週休2日制の導入促進や有給休暇の計画的な取得を推進する施策を講じるなど、総実労働時間短縮に向けた施策の推進を図ること。
- (2) 労働者の健康・安全確保のための労働時間短縮制度の見直しとして、「休息时间（勤務間インターバル）規制」等について啓蒙・周知を図ること。

長崎県の年間総実労働時間は改善傾向にあるが、今なお全国でも上位にある。特に長時間労働の要因として、週休2日制の導入や年次有給休暇取得率が低く、出勤日数が全国平均より多いことが挙げられる。長時間労働の改善は、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動の時間を確保し、仕事と生活の調和のとれた働き方を実現する観点はもとより、人材の県外流出防止という長崎県の最重要課題に対し、県内に魅力あふれる職場を作り出していく観点からも極めて重要な施策であり、週休2日制の導入促進や有給休暇の計画的な取得を推進する施策を講じること。

また、終業時刻から次の始業時刻までに決められた休息時間を確保する「休息时间（勤務間インターバル）規制」を導入する取り組みが近年日本でも徐々に広がっており、県としてもこの制度の導入拡大に向け、啓蒙・周知を図ること。

【参考】

項目		全国	長崎県
年次有給休暇 取得状況	取得日数	8.8日	7.2日
	取得率	47.6%	42.5%
週休2日制 導入状況	完全週休2日制	50.7%	41.0%
	なんらかの週休2日制 (完全週休2日制含む)	85.2%	71.8%

※全 国：「平成27年就労条件総合調査」

長崎県：「平成27年度労働条件等実態調査」

③ 最低限の生活を保障できる最低賃金の水準改善ならびに遵守の徹底を図ること

長崎県の最低賃金額は、昨年17円引き上げ現行時間額694円となったが、この水

準は依然として全国の下位に位置し、また、この最低賃金額では法に定める「労働者が健康で文化的な最低限の生活を営む」ことを保障するには到底至らない。また、現行の最低賃金制度の性質上、九州内ではCランクである福岡県との賃金格差が年々拡大しており、県外転出先として福岡県が最多であることから示されるように、このことが人口流出のひとつの要因となっていることも考えられる。

最低賃金の引き上げは人口流出防止、県民所得向上に大きな役割を果たすことから、長崎県最低賃金審議会等への働きかけなど、長崎県としても引き続き最大限の取り組みを行うこと。また、最低賃金の遵守徹底を図ること。

④ 将来を支える若年者に対して「働きがいのある良質な雇用の場」を創出するよう、さらなる就業支援の充実・強化を図ること。

- (1)労働条件の的確な表示の徹底、若者雇用促進法を踏まえた職場情報の提供を図ること。
- (2)正社員転換の促進など、若者が働き続けられる職場環境の整備を図ること。
- (3)長崎若者サポートステーションの機能強化等を図ること。
- (4)学校等における労働教育を推進すること。また、学校や企業等と連携し、インターンシップ等の周知等、新卒・若年者の就業支援について充実・強化を図ること。
- (5)全国的にも問題となっているブラック企業問題等についても、関係機関と連携を図り、指導等を図ること。
- (6)「産業人材育成奨学金返済アシスト事業」の更なる拡充を図ること。

すべての若年者への良質な就業機会の実現に向けては、企業と学生のミスマッチ解消策や就労後も長く働き続けられる環境を整備するなど、新卒・若年者の雇用対策を強化する必要がある。長崎県に於いては、新規・若年者の県外流出防止策として、いくつか取り組まれていると認識しているところであるが、県外への人口の流出にともなう就業者の減少には歯止めがかからない状況であり、早急な対応を図ること。

また、県が今年度創設した「産業人材育成奨学金返済アシスト事業」は、県内就業者の支援に関する新たな取り組みとして評価できるものであるが、産業分野ならびに支援人数が限られており、更なる拡充を行うこと。

⑤ 高年齢者雇用安定法に定める雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員が 65 歳まで働き続けられる環境整備をはかること。

高年齢者雇用安定法に定める雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員が 65 歳まで働き続けられる環境整備を図ること。あわせて、高年齢者雇用安定法の雇用確保措置の対象外である有期労働契約を反復更新して 60 歳を迎える労働者について、その 65 歳までの安定した雇用確保をはかるため、当該労働者を 65 歳まで雇用する事業主に対して支援を行うこと。

「平成 27 年度長崎県労働条件等実態調査」によると、高齢者の雇用維持のために

必要な支援として、「高齢者の活用を進めるための人件費等の経費助成」を求める回答が 44.1%であり、この結果を踏まえ具体的な助成などの施策も検討すること。

- ⑥ 「改正障害者雇用促進法」に基づき、障がい者の就労支援の拡充・職域拡大をはかるための施策や労働環境の整備や対策を講じること。

「改正障害者雇用促進法」に定めた「障がい者に対する差別の禁止」「合理的配慮の提供義務」が今年 4 月より施行された。企業が実効性ある施策を講じるよう、企業への周知・指導を強化すること。

また、長崎県内の障がい者の雇用状況については、長崎労働局「平成 27 年度障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業において実雇用率 2.14%と全国的に高い水準にあるものの、雇用義務のある企業の達成割合は 57.4%、また市町の機関においても達成割合 90%であり、未達成企業等の解消に向け指導強化を図ること。あわせて、平成 30(2018)年 4 月には精神障がい者が雇用義務制度の対象となることを踏まえ、県内「障害者就業・生活支援センター」等と連携し、広報・周知強化を図ること。

### 3. **中小企業政策**

- ① **ものづくりの重要性を認識し、実感できる初等・中等・高等教育の実施、さらには、生涯にわたる技術・技能の修得・継承の促進・支援を通じ、県民の勤労観の確立をめざした、人材の育成をはかること。**

ものづくり技術・技能の継承はもとより、世代に偏りのない技術・技能労働者の確保と人材の育成に向けて、技術・技能評価制度の社会的認知の向上をはかるとともに、熟練技術・技能者が県内で積極的に活躍できる環境整備を行うこと。

また、ものづくりに関連する業種・職種における高度熟練技術・技能労働者を社会全体の財産と位置づけ、社会的評価を向上させると共に、有効的な活用をはかること。

### 4. **都市計画・住宅政策**

- ① **既存社会資本の長寿命化・老朽化対策を推進すること。また、地域住民の生活・安全・環境に関連した社会資本を優先的・効率的に整備すること。**

人口減少および高齢社会の観点から、橋梁、交通施設、上下水道施設、港湾岸壁など既存社会資本の長寿命化・老朽化対策を行うこと。

一定期間が経過した橋梁、上下水道施設、港湾岸壁などの維持管理を適切に行い、資源消費を抑制するとともに、災害時の破損を未然に防ぐこと。特に、水道管破損事故が相次いでおり、長崎市内では破損事故に伴い長時間の渋滞が発生するなどの多大な影響をもたらしたことを鑑み、関係機関と連携し事故発生時の速やかな情報提供を行うこと。



また、公的賃貸住宅、公園緑地、排水処理施設の耐震補強など、地域住民の生活・安全環境に関連した社会資本を優先的・効率的に整備すること。

あわせて、交通施設の整備に際しては、「交通政策基本法」の理念に基づき、都市計画・まちづくりの視点、各交通機関の役割分担や既存施設の活用、効率化と利便性向上、自然環境への配慮を重視して推進すること。

- ② 低所得者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭、子育て世代など、特に配慮が必要な世帯（住宅確保要配慮者）への公的賃貸住宅の優先入居措置および、民間貸付住宅入居に対する支援を推進すること。

「居住の権利」は国際人権規約で認められた基本的人権のひとつであり、公営住宅への入居資格を持つすべての低所得者・住宅困窮者が入居できるよう、入居者の公平性・効率性を担保した制度の見直しを推進すること。

特に、不合理な入居制限を受けがちな高齢者・障がい者に対する住宅支援政策を強化するとともに、高齢者に関しては「高齢者居住安定確保法」ならびに「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」に基づき、サービス付高齢者向け住宅等を拡充するなど、高齢者向け貸付住宅の整備を促進すること。また、障がい者に関しては、高齢者居住安定確保法の適用対象を障がい者まで拡大するよう、同法を「高齢者および障がい者の居住の安定確保に関する法律（高齢者・障がい者居住安定確保法）」に改正するよう、国に働きかけること。

あわせて、ひとり親家庭、子育て世代等も含めた住宅確保要配慮者に対し、公的賃貸住宅へ優先的に入居できるよう配慮を行うこと。

## 5. 産業政策

- ① 観光事業の拡大を基に、「次世代自動車インフラ整備促進事業」に基づき充電環境の積極的な整備促進を引き続き図ること。また、昨年度の回答で「長崎県水素エネルギー研究会」を立ち上げ、長崎県水素戦略を策定する予定との回答であったが、その進捗状況を示すこと。

## 6. 福祉・社会保障政策

- ① 離島・へき地等の地域における医療について、そこに暮らしている住民の「生命」と健康を守るために必要な医療体制の確保・充実を図ること。

五島中央病院では、薬剤師・看護師について様々な策を練って募集を行っているが、ほとんど応募が無い状態が続いていると報告を受けている。現場で働く職員は疲弊しており、労働環境が悪くなり、更に看護師不足に拍車がかかるといった悪循環が発生している。早急に有効な医療職不足に対する対策をお願いする。

また、政府がベッド数削減を目標に掲げているが、離島・へき地での公的な病院が縮小されると、地域の医療体制に大きな影響を与えかねない。誰もが適切な医療サー

ビスを受けられ、安心して日々の生活を送ることができる体制を整えること。

**② 地域包括ケアシステムの構築に向けて地域支援事業を充実するために「在宅医療・介護連携」「認知症対策」「地域ケア会議」の推進と「生活支援サービス」の充実・強化を図ること。**

地域包括ケアシステムの構築は、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を整えることであり、安易な病院完結型の医療から在宅医療への転換とにならないような制度とすることが重要である。

国は医療費総枠の目標を推計値に基づいて設定しようとしているが、これでは、地域の医療事情を無視した政策につながりかねず、医療の質的低下や医療費の削減のみが目的化する懸念がある。県として、国に対して地域事情に即した推計値となるよう求めていく必要があると考える。

また、地域包括ケアシステムの実現のためには、自治体のリーダーシップと人材、財源の確保、県の徹底した支援・連携・「見える化」の促進が必要である。「地域ケア会議」の実効性と充実のために県のさらなる支援体制の強化を求める。

介護事業から介護予防・日常生活支援事業に移行する要支援者に対する支援体制が市町によって差異がないよう県の支援体制を求める。

**③ 生活困窮者自立支援制度充実のため、国に対して予算の拡充を求め、実施体制の強化と支援員充実のために養成研修等の充実を図ること**

平成 27（2015）年 4 月から本格施行されているこの制度は、生活保護に至る前のセーフティネットの役割とされていることから任意事業である「就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業及び学習支援事業等」の充実が不可欠である。必須事業である「自立相談支援事業の実施及び住居確保の給付金支給」に比べ補助率が低いために取り組めない自治体も多い。国に対して、制度充実のための予算の拡充を求めること。

また、自立相談事業の実施にあたっては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援が適切に行えるよう十分な専門性を有する支援員の養成が重要であり、十分な養成研修の機会を図ること。

**④ 「長崎県子育て条例行動計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」に掲げる「平成 31 年度の待機児童ゼロ」の実現に向けた取り組みを強化すること。**

「長崎県子育て条例行動計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」では、平成 26 年度に 95 人の待機児童を、平成 31 年度までにゼロにすることを掲げており、この計画に基

づき進捗を示すとともに、一刻も早い解消に向け取り組みを強化すること。

- ⑤ 子ども・子育て支援新制度において保育の質の充実のために国に対して財源の確保を求めること。全ての子どもたちの安心・安全な保育環境を整えるために人的環境・施設環境を整えること。

長崎県子育て条例行動計画の充実のためには、子ども・子育て支援新制度の財源の確保が課題とされる。「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」のための予算措置が不十分である。引き続き、国に対して制度充実のための予算措置を求めること。

保育職場の恒常的な人員不足は社会問題となっている。国が示した「保育の担い手確保に向けた緊急的とりまとめ」の内容は、無資格者を保育の担い手にすることなどの提言であり、保育の質の向上に相反するものであると考える。人員不足は、配置基準の見直しや抜本的な給与水準、処遇改善により解決されるべきである。

子どもの健やかな成長と人権を保障するため、人的環境はとても重要なものである。幼稚園教諭、保育士、放課後児童クラブ員等の人材確保と労働条件の改善に取り組むとともに安全な施設環境を整えることを要請する。

子ども・子育て支援新制度の施行により予算措置された「処遇改善加算」が保育士の給与に反映されているか、また、3歳児の配置基準の見直しがなされているか確認し、指導を行うこと。

- ⑥ 子どもに対する施策として、次のことに取り組むこと。

- (1) 子どもの貧困対策の一環として、学ぶ意欲のある若者が、無理なく教育を受けられる環境の整備を目的として、「無利子奨学金」や「給付型奨学金」の拡充を図ること。
- (2) 子どもの貧困問題の解消に向けて、低所得者が多いひとり親家庭に対し、支援メニューの支援施策の周知・広報を強化し、母子自立支援員を中心としたアウトリーチ型の相談体制をいっそう充実させること。
- (3) 子どもの人権を守り、児童虐待の予防と対応策を強化するために、児童相談所の人員体制を整えること。また、児童相談の一次的窓口である市町の研修等のスキルアップの支援と連携の強化に努めること。

現在、労働者の賃金は下がるが、学費は上がり続けている状況で、学生の2人に1人は大学進学の際に奨学金を借りている。しかし、大学を卒業しても3人に1人は非正規雇用で、借りた奨学金の返済ができない状況である。今年4月、リンガーハットが、大学生を対象に「給付型奨学金」を創設するなど民間企業による支援も広がっている。県としても「産業人材育成奨学金返済アシスト事業」を導入したところであるが、給付対象者が限られており、「無利子奨学金」や「給付型奨学金」等の更なる拡充を図ること。

また、児童虐待の相談対応件数は年々増加を続けており、昨年から実施されている全国共通ダイヤル（189）の影響でも大幅に増加していると聞いている。厚生労働省が毎年発表している「子ども虐待による死亡事例等の検証結果」においても、「専門職の積極的な採用」や「虐待相談対応に関する経験者の効果的な配置」「業務量に見合った職員配置数の確保」等が提言されている。児童福祉の場面ではマンパワーが要であり、土日や24時間対応を含め対応できる体制を整えること。あわせて、児童虐待予防のためには、子どもと家庭に最も身近な市町の対応が不可欠であることから、市町の支援・連携強化に努めること。

⑦ 過労死・過労自殺について、「過労死等防止対策推進法」に基づき、長崎県においても広報活動・啓発活動、相談体制の整備をすること。

現在の日本では、長時間労働が常態化し、過労死で年間100人以上の方が亡くなっている状態である。厚生労働省が昨年11月に実施した長時間労働が疑われる企業5031社に対する調査結果では、24%の1195事業所において「過労死ライン」（月80時間の残業）を超える残業、さらにそのうち38事業所では200時間を超える残業があり、過酷な長時間労働の実態が浮き彫りとなった。また過労死ラインを超える36協定を締結している企業も少なくない。

このような実態を踏まえ、「過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的」に成立した「過労死等防止対策推進法」に基づき、長崎県でも早急に対策を講じること。特に、広報・啓発活動については、一般的な啓発に加え、それぞれの職場を実際に管理する立場にある上司に対する啓発や、若い年齢層の労働者が労働条件に関する理解を深めるための啓発、学校教育を通じての啓発も実施すること。

## 7. **教育政策**

① 教職員の子どもに対する体罰を根絶するために、初任者にガイドラインをもとにして、体罰防止のための研修を義務付けること。また、体罰を繰り返したり、体罰で懲戒処分を受けたりする教員に対して、意識改革の更生プログラムを受講させること。教員養成課程のある大学に対して、体罰や暴力について学ぶ講座の新設を働きかけること。

体罰は法律で禁止されているにもかかわらず、後を絶たず、子どもたちの心身を傷つけている。体罰の根絶が叫ばれても、教育に効果があるとして、体罰を容認する発言が繰り返し出てきて、加害者をかばう風潮もある。教育現場で体罰といわれるものは一般社会では明らかに暴力であり、指導ではない。体罰を行うのは教育の敗北であり、子どもたちを一個の人間として尊重し、よりよく育てていくために、教育現場に体罰を許さない風土を形成し、教員が体罰に頼らない指導のしかたを身につけ、共有していく必要がある。県教委のガイドライン「体罰の根絶に向けて」（平成25年5月）、

「体罰のない学校ながさき」（平成 28 年 4 月）は、体罰の根絶と指導力向上に有効な内容であり、これを活用しての初任者に対する研修を実施すること。

体罰を繰り返す教員に対しては、DV 加害者のための更生プログラムがあるように、体罰を起こすメカニズムを科学的に分析・解明し、体罰に頼らない指導法を身につけさせる更生プログラム（15～30 時間程度）を受講させること。それでも体罰を行う場合は、再度の受講を義務付けること。

**② 教職員の多忙化および非正規化が深刻であるため、長時間労働の是正や、パートタイム労働法の趣旨を踏まえた非正規教職員の雇用安定など、労働環境の改善を図ること。**

連合総研の「教職員の働き方と労働時間の実態に関する調査」（2015 年 12 月実施）によると、教員の労働時間は勤務日の 1 日平均 13 時間で、他職種に比べて長い。長時間労働は教員の読書や睡眠時間の少なさに影響し、健康悪化・修養を積む機会の確保の困難、ひいては、教育の質の低下につながると指摘されている。また、所定勤務時間（38 時間 45 分）を「知らない」と回答した教員が、小・中とも約半数いて、勤務・労働時間に対する教員自身の理解が不足している。加えて、管理職のタイム・マネジメント意識の欠如も明らかになった。教員の働き方を見直すには、業務の見直しが重要である。教員の健康と資質向上を図る観点から、教員がやる必要がない業務は他職種に移行し、本務に関しても、見直し・負担軽減を図るため、思い切った対策を講じて、仕事以外の教員の時間（生活時間）が確保できるようにすることを求める。県教委が推進している「プラス 1」運動で、超勤削減がどれだけ進んだか検証し、効果的なとりくみを紹介して広げること。

以前は正規採用されるまでの一時的な任用だったものが、児童生徒数の減少で正規採用が抑えられたことと総額裁量制移行によって、非正規教職員は年々増加した。正規と同等の業務を負担している臨時的任用教職員が多く、40 歳以上の臨採教職員も珍しくない。長崎は九州で唯一臨採教職員に扶養手当が支給されていない県である。不安定な雇用の中、家族責任を担っている職員に、扶養手当を支給することを求める。

**③ 通常学級に在籍しながら通級指導教室で学ぶ子どもが増えているため、担当教員の増員と専門性の向上、複数校を兼務する教員の負担軽減など、環境整備を進めること。**

何らかの発達障害によって、学習や対人関係などに困難さを抱える子どもたちの支援のために、通級指導教室が開設されており、その数は年々増加している。インクルーシブ教育を進める上では、人的配置の充実やスキルの向上によって、通常学級の中で同様の支援が行われることが望ましいが、それが十分でない中では、合理的配慮の面から、通級指導の果たす役割は大きいといえる。発達障害に関する知識や実践的な指導技術を身につけた担当者を多く育てる必要がある。通級指導担当者が優れた実践に学ぶ機会や、通常学級担当者に対する特別支援教育の研修の機会を増やすこと。

また、複数校を兼務する場合、担当者一人当たり、週 20 時間、担当児童生徒数 16 人を上回らないようにすること。また、校務分掌の負担軽減、中学校の場合は、部活動の主たる担当からはずすなどして、文書作成や会議出席のための十分な時間を確保すること。

## 8. **男女平等政策**

- ① **平成 26 (2014) 年 12 月に発足された「ながさき女性活躍推進会議」に全ての市町が「自主宣言会員」になるように働きかけを行うこと。**

女性の活躍の場を広げ、地域経済の活性化を図ることを目的に平成 26 (2014) 年 12 月に「ながさき女性活躍推進会議」が発足した。この会議の趣旨に賛同し、自主的に「目標」を設定し取り組む組織として「自主宣言登録会員」を公表しているが、自治体の登録は 2 市 1 町 (2016 年 4 月 4 日現在) に留まっている。

男女平等・協働参画を進めるにあたり、各自治体がリーダーシップを発揮し、地域の企業・団体に波及していくためにも、県内全自治体が自主宣言会員となるよう県として強く働きかけを行うこと。

- ② **長崎県では平成 28 (2016) 年 4 月 1 日に「性暴力被害者支援サポートながさき」が開設されているが、当該施設の相談にあたる職員を正規職員として任用し、相談の更なる質の向上に努めること。**

DV 等の相談に応じている職員の多くは非常勤となっていることは課題となっている。法に「非常勤職員」と位置づけられている婦人相談員は、自治体の裁量で正規職員として雇用することも可能であり、より良い相談体制を構築するためにも、正規職員として任用すること。

- ③ **教育現場をはじめとする公共サービスの提供時において、性的指向や性自認に関するきめ細やかな対応を図るため、研修の実施や各種相談体制の整備を行うこと。**

教育現場をはじめとする公共サービスの提供現場では、性的指向や性自認 (性同一障害含む) に関する差別の解消が課題となっている。国の第 4 次男女共同参画基本計画でもこうした施策が盛り込まれ、4 月 1 日には文部科学省から教育現場における対応マニュアルが出されるなど、深刻な実態に対応する施策の実施が必要である。この現状を踏まえ、県としても具体的な施策を行うこと。

- ④ **女性活躍推進法の規定に基づく県の推進計画に関しては、施策の実施状況を毎年評価・点検、検討する体制を整備すること。**

推進計画の実効性を高めるために、推進計画に基づく施策の実施状況を毎年評価・

点検、また必要に応じて計画の見直しなどを行う体制を整備すること。

## 9. **経済政策**

- ① マイナンバー制度の運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて税務行政体制の整備や担当職員の養成、また管理者・利用者への周知をはかること。

平成 28 (2016) 年 1 月からマイナンバーが運用開始となった。行政において確実な運用され定着するよう、引き続き体制の整備、担当職員の養成をはかること。また「個人番号関係実務実施者」となる民間企業に対する周知・指導、利用者である県民に対する情報発信など、制度を円滑・安全に運用するための支援を行うこと。

## 10. **政治政策**

- ① 平成 28 (2016) 年夏の参議院議員選挙より選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、以下の施策を行うこと。
- (1) 実効性のある啓発活動を行うこと。
  - (2) 改正公職選挙法を踏まえた共通投票所の設置など、環境整備を行うこと。
  - (3) 投票済証明書の発行を促進すること。

昨年 6 月、「公職選挙法の一部を改正する法律案」が成立し、今夏の参議院議員選挙より、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられた。しかし、平成 26 (2014) 年度衆議院議員選挙での県内 20 代の投票率は約 28% (20-24 歳 : 24.80%、25-29 歳 : 30.33%) と極めて低い結果であった。また、7 月に施行された第 24 回参議院選挙では、長崎県における 18 歳・19 歳の投票率 (速報値) は 18 歳 51.76%、19 歳 35.20% となり、全体の投票率より低い結果となったものの、過去数年の 20 代・30 代の投票率より高く、主権者教育に一定の効果があったとみられる。また、全年代においても投票率は年々低下傾向にあり、政治離れが顕著になっている。県は、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、更なる主権者教育の充実など、政治意識の醸成を図る啓発活動を行うこと。

また、今年 4 月には、改正公職選挙法が成立し、駅や商業施設への共通投票所の設置が可能となった。現在、既に期日前投票所として設置されている長崎市の S 東美、駅前バスターミナル、チトセピアなどは、他の投票所より投票率が高いという結果も出ている。今回県内においては、大学構内やショッピングモール内に期日前投票所が新たに設置されたが一部に留まっており、また共通投票所については全国的にも 4 自治体のみの設置となった。投票率向上に向けた取り組みとして、人が往来する場所への期日前投票所や共通投票所の更なる拡充などの環境整備を行うこと。

加えて、他県 (全国 42 都道府県) においては、投票した人に対して投票済証明書が既に発行されており、証明書を利用した商業施設や商店街の割引などに活用されているが、長崎県では現在発行されていない。長崎県においても投票率促進に向け、県選挙管理委員会主導のもと市町選挙管理委員会と連携し、発行に向けて取り組むこと。

## 11. 消費者政策

- ① 地方消費者行政の更なる充実・強化をはかること。「第3次長崎県消費者基本計画」に基づき、町においても専任相談員の配置を進めるなど、相談体制の充実を図ること。

平成27(2015)年3月24日に閣議決定された消費者基本計画は、5年間で取り組むべき6つの施策を掲げ、その1つに「消費者行政の体制整備」を挙げている。その中に地方における体制整備についても言及している。

近年の高齢化社会の進行により、消費者トラブルや消費者被害は絶えない状況にある。

長崎県においては、全市に消費生活センターが設置されているが各町には設置されておらず、消費者が身近な相談窓口として利用できるよう、町を含め全ての自治体に設置するよう働きかけること。また、消費者被害にあいやすい高齢者や子ども、障害者などに配慮しつつ、被害の未然防止・拡大防止をはかること。

## 12. 食料・農林政策

- ① 食料自給率の向上に向けた取り組みを積極的に推進し、安定供給体制の維持・充実をはかるため、フード・アクション・ニッポン等の普及を通じて以下の施策を行うこと。

- (1) 地産地消（県産品）の推奨など県民に対しての普及啓発を行うとともに、消費拡大を推進すること。
- (2) 家庭内において食料の大切さを考え、食品の無駄な廃棄や食べ残しを減らすよう普及啓発を図ること。
- (3) 「フードバンク」への支援を通じ、食品廃棄の削減を図ること。

食生活の大幅な変化（米、野菜中心から畜産物や油脂、加工食品等へ）により、国内の食料自給率が低下している。また、日本では食料を大量に輸入しており、フードマイレージ（食料の重量×輸送距離）が世界で極めて高い水準である一方、大量の食品残渣（ざんさ）が廃棄され、その多くは焼却処理されているのが現状である。この現状を踏まえ、地産地消の更なる推奨と、家庭における食育の普及啓発を図ること。

食品廃棄・ロス削減の取り組みとしては、福岡県ではコンビニエンスストアで販売しなくなった消費期限前のパンや弁当などを無償提供してもらい、NPO法人などを通じて貧困世帯の子どもへ届ける仕組みを今年度創設するとともに、フードバンク活動の普及についても、予算を計上しNPO法人への支援を行っている。また、愛知県では、災害備蓄食料のビスケットやアルファ米をフードバンクに寄付をするという取り組みを行っている。

長崎市内にも平成27(2015)年4月にフードバンクの団体が1つ設立された。長崎県としても食品廃棄・ロスの削減を図るため、フードバンク活動を促進・普及するための支援策、補助事業を創設・拡充すること。



② 平成 27 (2015) 年 4 月 1 日に施行された「長崎県食品の安全・安心条例」に基づき、具体的な施策として以下に取り組むこと。

- (1) 食品 110 番などに対して迅速的な対応を行えるよう、人力的な体制整備を含め検討すること。
- (2) 廃棄食品の転売を防止するため、食品廃棄業者等への立入検査等を行い、実態把握に努めること。
- (3) 食中毒をはじめとする食品事故の未然防止と、発生時の拡大防止・原因究明に向けた食品衛生監視の体制を強化するとともに、消費者への適切な情報提供を徹底すること。

平成 27 (2015) 年 4 月 1 日「食品表示法」が施行、長崎県としても関係者間の相互理解・連携協力を図りながら、食品の安全・安心の確保を総合的かつ計画的に推進するため、「長崎県食品の安全・安心条例」が同日施行された。一方、今年に入り、廃棄されるはずの食品が横流しされていた事件が発覚し、食品の安全・安心に対する消費者の不安が高まることとなった。

県は、廃棄食品の不正な転売を防止するため、食品廃棄業者等への立入検査等を行い実態把握に努めるとともに、前述のフードバンク等と連携し、有効な活用を図ること。

また、食中毒事件の被害拡大防止についても、必要な原因究明調査を行うとともに、細菌・ウイルス・動物性自然毒・植物性自然毒などに関する疫学調査を支援すること。あわせて、食品への意図的な毒物・異物混入に対する危機管理体制の確立について研究し、必要な対策を講じること。

### 13. **情報・通信政策**

① 訪日外国人観光客に快適な通信環境を提供するため、以下の施策を実施すること。

- (1) 「Kyushu\_Free\_Wi-Fi プロジェクト」と連携した公衆無線 LAN の整備促進
- (2) SIM カードの販売店（販売機）の設置拡大

長崎県を訪れる外国人観光客は増加傾向にあり、近年通信環境の整備が進んでいるものの、無料で使える公衆無線 LAN の整備状況は、諸外国と比較するとまだまだ遅れている状況である。そのような中、昨年 6 月より（一社）九州経済連合会と（一社）九州観光推進機構が中心となり、「Kyushu\_Free\_Wi-Fi プロジェクト」を開始した。このプロジェクトは、観光客にとっては九州 7 県の Wi-Fi をシームレスに使えるメリットがあり、地域にとっては統計化された観光動態等のビッグデータを観光産業・地域経済の活性化に活用できるメリットがある。県はこのプロジェクトと連携し、公衆無線 LAN の整備促進を行うとともに、観光消費拡大の仕掛けづくりや広域連携強化を促進すること。

また、海外では SIM フリーのスマートフォンやタブレットが普及しており、快適

なモバイル環境を提供するため、外国人観光客の入口となる松ヶ枝国際ターミナルや旅行客が多く訪れる観光地へのSIMカード販売店（販売機）の拡大に向け、県としても事業者ならびに販売店への支援を行うこと。

#### 14. **環境・エネルギー政策**

- ① 平成 25（2013）年 4 月に策定した「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、2020 年度の目標達成に向けた一層の支援・周知および具体的な施策を実施すること。

現在、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、2020 年度における長崎県内の温室効果ガス排出量を平成 2（1990）年比で 13.4%削減するという目標を掲げ取り組みを進めているが、今年 1 月に発表された平成 24（2012）年度（確定値）は基準年となる平成 2（1990）年と比較し 13.4%増となっている。特に二酸化炭素の排出量は 1990 年と比べて 17.0%増となっている。

この原因として、温室効果ガスの 9 割を占める二酸化炭素排出量が、電源構成の変化（火力発電所による発電の増加）により増加したことが大きな要因であるとしているが、電源構成の影響を排除（1kWh あたりの係数を固定）しても二酸化排出量は、平成 24（2012）年度で基準となる平成 2（1990）年を上回っており、目標と大きく乖離している。（1990 年：835.2 万 t、2012 年：846.1 万 t）

この現状に対する認識と、残された期間で目標達成に向けどのように取り組むか、県の考えをお聞かせいただきたい。

また、「長崎県地球温暖化対策実行計画」には「県民」「事業者」「県」の役割が記載しており、県については取り組みをされていると思うが、「事業者」「県民」にどこまでこの計画が浸透しているかも不透明である。3者それぞれが十分に役割を果たせるよう、「事業者」「県民」への周知強化ならびに具体的施策を実施すること。

- ② 再生可能エネルギーの積極的な推進を行う上で、県民の安全を確保し、再生可能エネルギーへの信頼を損なわないよう、事業者に対する適切な指導を行うこと。

昨年 9 月に発生した茨城県の豪雨に伴う鬼怒川氾濫の際、事業者が太陽光パネルを設置する際に自然堤防を掘削し、被害の拡大を招いた可能性が指摘された。国土交通省関東地方整備局の調査結果では、「掘削しなくても越水は発生していた」と因果関係を否定しながらも、あふれた水の量や勢いに掘削が与えた影響は「不明」としている。また、掘削に対し地元住民からの不安の声が上がっており、市などが事業者に対して工事中止を求めたが、これに応じず地元住民の不安を解消しないまま工事を続けたと報じられている。

またこの他にも、パネルの設置に伴い土砂崩れの恐れがある山林を無許可で掘削、伊勢志摩国立公園内を無許可で伐採しパネルを設置、さらには元愛知万博会場「海上（かいしょ）の森」隣接の森林においては無許可でパネル設置したことに伴い、文化財（室町時代の窯業遺跡）が破壊されていたことが事後の調査で判明するなど、全国

的に事業者による悪質な実態が浮き彫りになっている。

このような行為は、周辺の景観や生態系への影響、さらには自然災害発生時に土砂崩れや河川氾濫などの大きな危害をもたらす恐れもある。県民の安全確保、また再生可能エネルギーに対する信頼を損なわないためにも、事業者に対する適切な指導強化を行うこと。

## 15. **交通・運輸政策**

① 交通事故撲滅および慢性的な道路交通渋滞緩和のため、関係機関と緊密に連携し、以下の対策を講じること。

(1) 適切な信号の配置・制御

(2) バス専用通行帯（特に通勤・通学時間）の違法走行・駐車取締強化

(3) ノーマイカーデー取り組み（周知）強化

(4) パークアンドライドの有効活用に向けた広報活動等の強化・拡大

長崎県内では、交通処理能力を上回る交通量にともない、特に朝・夕の通勤時間帯では慢性的な渋滞が生じている路線が見受けられる。この緩和策として、適切な信号機の設置や時間・間隔の管理、バス専用通行帯の違法走行や違法駐車車両の取締強化が行われるよう、関係機関と緊密な連携を図ること。

また、高齢者対策または地球温暖化対策の観点から交通基盤整備のもと駐車場等各種施設の改善、繁華街や中心部への乗入規制など自家用自動車から公共交通機関への利用転換をはかる為、「ノーマイカーデー」の周知強化、「パークアンドライド」の有効活用に向けた広報活動等の強化・拡大を図ること。

② 公共交通の維持・存続のために地域協議会の機能を高め、事業の採算・不採算にかかわらず住民生活に必要不可欠なバス路線等の確保を図ること。

加えて、今後、県としてバス路線の廃止・減便等を検討されている箇所があれば、明確にされたい。

③ 長崎道「大村インターチェンジ」の高速バス停留所への対応として、現実的なソフト対策を含め検討すること。

大村ICのバス停留所の問題は、以前より大村市議会でも論議されているが、昨年9月議会において前市長は「対策を講じる」ことを明言している。

また、平成27年度の再要求に対する長崎県の回答では「ソフト対策が現実的と考える。」との回答ならびに、大村市と一緒に検討していきたいとの考え方をお示しいただいたが、引き続き市と連携し対応するとともに、県としての具体案についてお示しいただきたい。

④ 「地域福祉有償運送」と「運転代行業務」について、引き続き「旅客自動車運送事

## 業行為」に当たらないよう、適正な指導と摘発強化を行うこと

国土交通省は、平成 24(2012)年 3 月に「安心・安全な利用に向けた自動車運転代行業のさらなる健全化対策」を策定した。今後、白タク・辻待ちなどの根絶にどの程度の効果が発揮されるのか注視しつつ、引き続き、警察や運輸局の取り締まり強化の要請と、代行車両の辻待ち行為の禁止、ツーシーター車両の義務付け等、長崎県としても独自の検討を図ること。

### ⑤ 安心・安全な街づくりの観点から、タクシー駐車ベイ・トラック駐車ベイの増設を行なうこと。特に交通事故等危険性が伴うような箇所は早急に改善・増設すること。

既存のベイには一般車の駐車が著しく、ベイ自体の機能を果たせていない場所も散見される。渋滞緩和、事故防止、作業効率等の観点から広報や啓発活動を強化されるとともに引き続き違法駐車摘発に努めること。

また駐車ベイの増設については、昨年の再回答で「地元の要望や用地の協力が得られれば、関係機関と連携し、設置の検討を行っていきたい」との回答であったが、地元の要望を積極的に集約するとともに、関係事業者の要望も集約し、積極的な検討を行うこと。なお、同様の要求を昨年度長崎市に行ったところ、浜町の新大工地区においては、再開発事業とあわせて整備を検討していく」との回答であり、県としても長崎市と連携し、整備促進をおこなうこと。

### ⑥ 交通運輸産業の人材確保、人材育成は喫緊の課題であり、運輸振興助成補助金等の活用状況について示すこと。

交通運輸産業は行き過ぎた規制緩和から運賃・料金の低下に拍車がかかり、同時に賃金をはじめとした諸労働条件の引き下げに繋がっている。

また産業の性格上、特殊な免許を有する職種が多いこと等もあって、それぞれの会社だけでは人材を確保することが困難な状況が続いている。魅力ある交通運輸産業の構築はもとより、安全・安心した働きやすい就業整備等の指導を行われるとともに人材不足への対策を講じること。そのような中、運輸振興助成補助金が交付されていることは、大変ありがたいことであるがその補助金が適正にかつ有効に活用されているのか、また本県の懸案事項でもある若者の人口流出に貢献しているのか認識をお示しいただきたい。

### ⑦ 長崎県が管理する有料道路について、利用者の負担軽減となる対策を検討すること。

有料道路の中には、県民の生活路線としてかかせないものとなっている道路もあり、また政府が実施しているデフレ脱却へ向けた政策や消費税増税などによるガソリン価格の高騰や有料道路使用料金の値上げにより、県民にかかる負担は大きくなってい

る。そうすると有料道路の使用を控える県民も出てくる可能性があり、県内の主要路線での更なる渋滞を引き起こすことも懸念される。

昨年の回答において長崎県の有料道路の料金徴収予定についてお示しいただいたが、段階的な値下げも含めて検討すること。また、利用状況（料金徴収状況）によっては、無料化の時期が前倒しになる可能性があるのかお示しいただきたい。

#### ⑧ 大型バスの駐車場確保、観光バス等大型車両の乗降場の拡大に努めること。

貸切バス乗降場整備について、近年、長崎市に大型客船が頻繁に入港している。その乗客の移動手続きとして相当数の大型バスが対応し、市内各所の訪問地で旅行客の乗降取扱を行っている。そのような状況に対し、大型バスを大量に駐車できるスペースもなく、路上駐車による待機や乗降が頻繁に行われている状況である。特に県庁裏付近では大型バスの二重駐車が見受けられる他、市内の立ち寄り先でも大型バスが違法駐車を余儀なくされている。その為、一般車の通行の妨げとなっている。また、中央橋バス停においては、鉄橋に集合した団体が一齐にバス停を通行する為、路線バスの乗客の妨げとなっている。

以上のような状況に対し、一般の方の安全及び周辺道路の混雑緩和の面から乗降場整備は急務である。団体客の利便性向上および市街地の渋滞緩和のから、県庁裏バスベイ等の既存施設の活用も含め、バス駐車場・乗降場の拡大に努めること。

#### ⑨ 地方鉄道の支援制度の充実を図ること。

地方鉄道は、長崎県の人口減少・流出、少子高齢化、さらには自家用車の普及による背景から、乗客数が大幅な減少となっている。そのため各事業者は毎年赤字経営を抱えつつも、公共交通の使命を果たすべく経営努力を行っている。

今後さらに過疎化が進めば、企業の事業存続自体に影響を与えることから、交通政策基本法の趣旨に鑑み、長崎県は国と連携され支援制度の充実・強化を図られたい。

#### ⑩ 自家用車によるライドシェアサービス（白タク行為）を特区・交通空白地にて容認する意向が政府より出されているが、安全面で問題があり、長崎県においては公共交通空白地を作らないこと。また、特区を要望しないこと。過疎地・公共交通空白地では「自家用有償旅客運送」にて対応すること。

近年スマートフォンを利用したタクシー配車も広がってきた。しかしタクシー産業とは異なり Uber（ウーバー）や Lyft（リフト）の配車サービスは「安全・安心」を軽視しており交通事故や犯罪などに巻き込まれるおそれが大いにある。また責任の所在も不明確であり、海外においては訴訟やトラブルが各地で頻発している。この様なことが広がると、地域交通機関は崩壊し、交通弱者を切り捨てる事となる。

長崎県として、県民の安全・安心を保障するためにも、県内において特区を導入し

ないことと、過疎地・交通空白地においては、「自家用有償旅客運送」による対応を行うこと。

## 16. 人権政策

- ① 県民の重要な個人情報 that 不正に取得されることが防止するため、県内の全自治体に対して、戸籍・住民票を第三者が取得した場合に本人へ通知する制度（本人通知制度（登録型））を導入するよう引き続き強く要請すること。

長崎県内の自治体でも「戸籍・住民票の不正取得」が行われており、平成 23（2011）年 11 月に逮捕された「プライム事件」で使用された司法書記「佐藤隆」名の不正請求分だけでも全体で 73 件という調査結果であった、

現在、本人通知制度を導入している自治体は、平成 28（2016）年 1 月現在、全国で 603 自治体であり、埼玉県・大阪府・京都府・鳥取県・山口県・香川県・大分県では事前登録型本人通知制度を全市町村で実施をしている。今年度長崎県においても、県内で初となる本人通知制度が長崎市で導入されることとなった。これは、長崎県より長崎市を含む県内各市町へ働きかけていただいたことが大きな後押しになっており、この間の取り組みに対して感謝申し上げる。引き続き個人情報の不正取得を防止し、県民の安全・安心を確保するためにも、県内各市町への導入拡大に向け、今後も率先して制度の導入を行うよう、県から県内自治体に対し、制度の必要性を説明・導入の要請を行うなど、最大限の取り組みをお願いする。

## 17. 地域政策

- ① 昨年度、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、長崎県および各市町において総合戦略が策定された。県総合戦略の P D C A サイクルにおいては、策定時同様、「産官学金労言」および地域住民の意見が反映されるようなしくみを取り入れること。また各市町に対しても同様に指導を行うこと。

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、長崎県および県内全市町において県・市町版総合戦略が策定された。今年度は、総合戦略実践 1 年目の年となるが、まちひとしごと創生を実現するためには、P D C A サイクルの確立がなにより重要である。県は、長崎県総合戦略を進めるにあたり、策定時同様、「産官学金労言」および地域住民の意見が反映されるようなしくみを取り入れること。

また、策定時に 21 市町のうち 5 市町には労働者代表が含まれておらず、P D C A サイクルにおいては労働者の意見を反映する仕組みを取り入れるよう、該当市町へ指導を行うこと。

- ② 「新・ながさき暮らし U I ターン促進プロジェクト」による、長崎県への移住・定住促進の取り組みを強化すること。

(1) 今年 4 月に開設した「ながさき移住サポートセンター」を活用し、長崎県内への

移住促進の取り組みを強化すること。

- (2) 昨年度創設した「ながさき移住倶楽部」について、現在の会員登録状況ならびに、会員の移住実績について示すこと
- (3) 「県外在住者」からの移住促進とあわせ、県民の定住を促す施策を強化すること。

今年4月に、長崎市と東京に「ながさき移住サポートセンター」を開設した。2020年度の移住者を800人とする目標必達に向け、移住促進の取り組みを強化すること。

また、昨年度より「ながさき移住倶楽部」を創設しているが、現在の会員登録状況ならびに、会員の移住実績についてお示しいただきたい。あわせて、「ながさき移住倶楽部」は長崎県内で各種サービスを受けられる制度であるが、県外在住者のみが対象であるため、県民の定住を促す施策や、たとえば長期在住の県民を対象としたサービスの拡充等、長崎県民を対象とした制度の強化を行うこと。

- ③ **離島地域の航空運賃低廉化、離島航路の定期運行に向けた支援、ならびに離島航路・航空路を支える労働力確保など、長崎県独自の離島航路・航空路対策を強化すること。**

離島の航空運賃は、飛行時間及び距離は短いものの運賃は福岡ー東京、長崎ー東京の運賃を上回る場合がある。また同様に、航路による運賃も陸路での交通手段と比較し、割高な運賃となっている。空路・航空路は離島市民の九州本土に渡るための交通手段として欠かせないものであり、航空運賃の高騰は離島に住むものにとって家計に大きな打撃を与えていると同時に、高い運賃が企業誘致や観光客増加の足かせになっている。

また、地域公共交通としての離島航路についてフェリーをはじめとする定期航路は、日常生活における移動や生活必需品の輸送のための不可欠な交通手段であり、ライフラインとして重要な役割を果たしている。

離島を多く抱える本県にとって、離島航路・航空路対策は離島活性化の極めて重要な取り組みである。今年2月1日（月）～3月26日（金）には、ANA福岡ー対馬線（特割・旅割等）が値下げとなる対馬市のモデル事業が実施されたところであるが、対馬市と連携して事業の効果を分析・検証するとともに、離島航路および航空路に関する運賃引き下げの要請および、離島航路の定期運行に向けた支援を行うこと。

あわせて離島航路・航空路を支える職場で働く労働者が、健康・安全に働ける労働環境の整備、生活が保障できる賃金の維持・向上など、将来に渡る人材確保に向けた取り組みを行うこと。

- ④ **離島活性化交付金（国土交通省所管）の対象事業拡大ならびに予算拡充を国に対して働きかけること。**

長崎県の人口流出は、離島地域において特に深刻であり、過去 10 年間で約 2 割の人口減少（異動人口集計表：暫定値）となっている。平成 25(2013)年度からは離島活性化交付金制度が創設され、長崎県においても離島活性化に向けた事業に活用されているが、離島の人口減少に歯止めをかけるためには、雇用の創出ならびに定住人口の拡大につながる事業へ重点的に活用していくことが必要である。離島地域の人口減少対策は喫緊の課題であり、離島活性化交付金の対象事業拡大ならびに予算拡充を国に対して働きかけること。

⑤ 燃油価格の地域間格差（①全国平均—長崎県、②長崎県本土—離島）解消に向け国へ要請するとともに、県としても独自の対策を講ずること。

長崎県については通常でも全国平均よりも燃油価格が高い状況となっているため、燃油を欠かせない産業や交通運輸産業への影響は甚大なものとなっている。さらに県内離島については、長崎本土地域よりも燃油価格がさらに高く、農林水産業を中心とする離島の産業、交通機関、さらには島民の生活自体が非常に厳しい状況にある。

昨年 8 月以降、原油価格は下落傾向にあり、全国平均・県内本土と県内離島のレギュラーガソリンの価格差は昨年 8 月より縮小しているものの、いまだに大きな地域間格差を生じている。県内の燃油単価引下げのため、揮発油税の減免措置等、国や関係機関への働きかけをおこなうとともに長崎県としても具体的な対策を講ずること。

※参考：長崎県内 本土と離島のレギュラーガソリン価格比較表  
(2016 年 6 月、県独自調査)

単位：円

	全国	長崎県	本土	離島	下五島	上五島	壱岐	対馬
2015 年 8 月	138	146	144	175	171	174	172	181
2016 年 6 月	124	132	128	151	149	158	152	148

⑥ 県央～島原半島の交通処理能力強化のため、以下の整備促進をおこなうこと。

- (1) 地域高規格道路「島原道路」の早期全線開通。
- (2) 一般国道 34 号線（大村～諫早間）の 4 車線化。

南島原から諫早両市を島原市・雲仙市経由で結ぶ地域高規格道路「島原道路」道路は、九州横断自動車道や建設中の九州新幹線長崎ルートと連結し、有明海を隔てて対峙する九州縦貫自動車道、九州新幹線鹿児島ルートを結ぶ、高速交通ネットワークの一翼を担う道路であると考えられる。また、一般国道 34 号は県内を結ぶ主要幹線道路であり、県央地域の産業振興や地域経済活動等の地域振興施策において重要な路線である。

上記道路の整備は、農業等の市場拡大と取引増大、広域交流の促進による観光の活



性化などが期待されるとともに、地理的に不利な条件の島原半島にとって、県央地域との緊密な連携により、生命線ともいえる医療や教育、福祉分野においてネットワークが構築されることになり、県内の活性化に大きなメリットがあるため、早期整備を求める。

## 18. **核兵器廃絶に向けた政策**

① 戦後 71 年を迎え、次世代への継承や「日本非核宣言自治体協議会」加盟促進など、核兵器廃絶に向けた取り組みをより一層強化すること。

広島・長崎に原爆が投下され今年で 71 年を迎えた現在もなお、世界には未だに 15,700 発(2015 年 6 月 : RECNA 公表)もの核兵器(核弾頭)が存在しているが、昨年の「核兵器不拡散条約(NPT)再検討会議」は最終合意文書の採択には至らなかった。

核兵器の廃絶を求める「日本非核宣言自治体協議会」には、2016 年 1 月現在、314 の自治体が会員加盟しているが、都道府県の加盟は神奈川県 1 県にとどまっており、長崎県として会員加盟と、県内未加盟市町の加盟に向けた取り組みを行うこと。

また、核兵器の廃絶に向け、唯一の被爆国である日本政府は、強いリーダーシップを発揮していかなければならない。そのためにも、県は国に対して核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求めるとともに、戦争を経験していない世代への継承という喫緊の課題に対し、より一層取り組みを強化すること。